

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第17条の8第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等の計画の変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第17条の5第1項又は第17条の7第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。